

3. 医療機関等に関する情報提供に関連するその他の事項について

医療機関等に関する情報提供に関連するその他の事項について

◆ 医療提供体制に関する意見中間まとめ（抜粋）

1. 患者・国民の選択の支援

(1) 医療機関等についての患者・国民の選択の支援

① 広告を含めた医療機関等からの積極的な情報提供の推進

- 広告規制と関連して、病院等の名称に関する規制の緩和及び院内掲示事項の拡充を行うべきである。また、医療機関による正確な情報を積極的に提供することについて、医療法に努力義務規定を設けるべきである。

③ インターネットによる情報提供への対応

- インターネットによる情報提供については、患者・国民が求める医療情報が十分に提供されるよう、これまでと同様広報として位置付け、医療法第69条に規定する広告制限の対象とすべきではない。しかしながら、インターネットを通じ、信頼性に乏しいものも含め様々な情報が「氾濫」している現状を踏まえれば早急な取組が求められるところであり、広報として整理されるインターネットによる情報提供であっても、虚偽等著しく不適切な内容が情報提供されている場合に、法令により実効性のある一定の規制を行うことのできる枠組みを設けることを検討するべきである。

- インターネットを含む広報による情報の信頼性を確保するため、適切な広報を行うためのガイドラインを作成・普及し、それに沿った情報提供が行われるよう取組を進める必要がある。

このガイドラインについては、医療機関による自主的・自律的なものという認識の下、関係団体等の協力を得て作成・普及することが適当であり、適切な作成・普及方策について検討するべきである。

④ 公的機関等による医療に関する情報提供

- 国や地方公共団体の医療に関する情報提供に関する責務を、医療法に明記すべきである。

◆ 各事項に係る見直しの方向性

1. インターネット等の広報に対する規制の在り方（「中間まとめ」1.（1）③関係）

◎ インターネット等の広報について法令上の規制を設けることに関する考え方

○ 「中間まとめ」においては、「インターネットによる情報提供であっても、虚偽等著しく不適切な内容が情報提供されている場合に、法令により実効性のある一定の規制を行うことのできる枠組みを設けることを検討すべき」とされているところであるが、インターネットを含む広報について、法令による規制の対象とした場合には、以下のような問題点がある。

- ① インターネット上の情報は絶えず更新されるため、実効性ある規制を担保するためには、都道府県の職員が医療機関のホームページを継続的に監視する必要性が生じること
- ② 都道府県の職員が絶えず医療機関のホームページを監視したとしても、インターネット上の情報の更新を完全に捕捉することは困難であることから、実際に規制を発動する対象となるホームページは、都道府県職員が発見したものや利用者からの苦情があったものに限られるおそれが高いため、公平な規制の確保が困難であること
- ③ インターネット上の情報は発信源の特定が難しいため、仮に不適切な情報を都道府県職員が発見した場合でも、関係する医療機関への指導だけでは、必ずしもその内容の是正を担保することができないこと

※ なお、広報として位置付けられたインターネット上の情報を規制の対象とした場合には、同じく広報として行われている医療機関内の掲示等、医療機関に関して発信されるすべての情報が規制の対象となると想定されるが、これらすべての情報を規制の対象とした場合には、上記の問題はさらに大きくなる。

◎ 具体的方策（案）

- 以上の問題点に鑑みると、インターネットを含む広報による情報に対し、法令により実効性ある規制を設けることは困難なのではないか。
- 「中間まとめ」も踏まえ、インターネットを含む広報による情報については、医療機関による自主的・自立的な取組によりその信頼性を確保するという基本的な考え方に基づき、厚生労働省の一定の関与の下で、関係団体が中心となって適切な広報を行うためのガイドラインを作成し、その普及を図ることとする。

2. 医療機関の名称規制の緩和、標榜診療科の見直し（「中間まとめ」 1. (1) ①関係）

◎ 具体的方策（案）

- 「中間まとめ」を踏まえ、医療機関の名称規制及び標榜診療科名については、以下のような具体的方策を講じることとする。
- 病院（診療所）の名称については、以下の基本的な考え方に基づき、少人数の検討会において、取扱いを検討することとしてはどうか。

(7) 治療方法、診療部位、診療対象者を含むもの（例：ペインクリニック、腎透析クリニック、女性クリニック、漢方クリニック 等）については、医療機関の専門性を一定程度示すものとして、名称として使用可能とする方向で検討する。

(イ) 広く一般的でなかったり、意味のわかりにくい外国語の名称や医学的根拠なく治療の効果や病院のイメージを高めるもの等患者を不当に誘導する恐れのあるもの（例：ダイエットセンター、無痛治療病院等）については、患者・国民による適切な医療機関の選択を妨げるものとして、引き続き認めない方向で検討する。

- 標榜診療科名については、①標榜診療科名が、患者・国民による適切かつ迅速な医療機関の選択と受診に

資するものであること、②標榜診療科名について平成8年以降見直しが行われていない一方で、その追加に対する要望も絶えないこと等を踏まえ、今後、学会等からの意見の聴取を含め、医道審議会において速やかに審議を行い、追加等の所要の措置を講ずることとしてはどうか。

3. 院内掲示の拡充について（「中間まとめ」1.（1）①関係）

◎ 具体的方策（案）

- 「中間まとめ」を踏まえ、患者の適切な受診を一層推進する観点から、新設する都道府県への医療機能情報の届出制度における一定の情報の範囲や医療機関による機能の違いにも配慮しつつ、院内掲示事項の拡充を行うこととする。

なお、拡充の具体的な内容については、少人数の検討会で決定することとしてはどうか。